

総合事業の議論開始

第76回社会保障審議会介護保険部会開催

2019年3月20日（火）9：00～11：00

第76回社会保障審議会介護保険部会では、「介護予防・日常生活支援総合事業」「一般介護予防」「保険者機能強化推進交付金の機能強化」などが協議されました。

又、全ての65歳以上の高齢者を対象とした「一般介護予防事業等」の推進方策に関する検討会を介護保険部会の下に設置することが提案されました。

厚生労働省からの主な論点と論点に対する意見

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

○平成29年度より全市町村で開始されている総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の実施状況をどう評価するか。

○高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む観点から、また、現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上や、労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保を実現する観点から、総合事業をより効果的に推進する必要があるが、そのためにはどのような取組が必要か。

地域 支 援 事 業	介護予防・日常生活支援総合事業 ○介護予防・生活支援サービス事業 ○訪問型サービス（従前担当、A型、B型、C型、D型） ○通所型サービス（従前担当、A型、B型、C型） ○生活支援サービス（配食等） ○介護予防支援事業（ケアマネジメント）
	包括的支援事業
	任意事業

委員からは、

「総合事業のサービス単価は市町村と事業者が協議して設定することになっているが、実際は市町村から一方的に低廉な単価が通告されるだけ。**低廉な単価では、経営が成り立つ部分に特化しようと事業者は考える**」

（梶田和平委員：全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会委員長）「7%しか利用できていないのは、**進んでいないと評価できるのではないか**」（河本滋史委員：健康保険組合連合会常務理事）

民間介護事業推進委員会の山際委員（日本生協連）は「ガイドラインを出されているが、現状は総合事業が十分に実施されているとはいえない。委託事業の方式では自由度がなく、参入しようと思ってもうまく参入できない。**交付金のような仕組みに見直してはどうか**」と意見を述べた。

2. 保険者機能強化推進交付金

○保険者機能強化推進交付金のインセンティブ機能強化に向けて、指標の見直し、メリハリ付け等、又、「通いの場」の拡充に都道府県、市町村に対し、更なるインセンティブ強化策として、どのような方策が考えられるか、という論点に対して、「なすべきことを実施していない市町村には、**何らかのペナルティを検討することも必要ではないか**」、「評価指標の中には、やって当然と思われるような指標がある。最重要事業をきちんとやっているところに多くの配点をつける**メリハリが必要ではないか**？」という意見の一方、自治体側から「全体の底上げをしないと格差が広がる」「予算額の200億円は地域支援事業の3%に過ぎない。**予算の増額と安定的な確保が自治体にとっては課題**」という意見が出された。

3. 一般介護予防事業

○通いの場を始めとする一般介護予防事業等の充実を図る観点から、住民主体の通いの場という点は維持しつつ効果的な取組を進めるため、専門職の関与の方策等について、どのように考えるか。

○「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」において検討することとしてはどうか。

意見では、老健には専門職が配置されており、フレイル対策を老健にも担わせるなど、**介護事業者が担っていくことが大切ではないか**？（東憲太郎委員：全国老人保健施設協会）や、山際委員から、「実際に事業を実施している生活支援サービスの提供側が構成員に入っていない」と指摘。「高齢者の生活を**支援する側から意見を反映できるような構成にすべきではないか**」と意見を述べ、複数の委員から同様の意見が出された。検討会の構成員には千葉大学の近藤克則教授が選任された。近藤教授は、2018年度日本生協連が実施した厚労省老健事業の委員長を務めた。